

介護老人保健施設「まくはりの郷」運営規程

目次

- 第1章 事業の目的及び運営方針（第1条－第3条）
- 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容（第4条）
- 第3章 利用定員（第5条）
- 第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額（第6条－第18条）
- 第5章 営業日及び営業時間（第19条－第20条）
- 第6章 送迎及び事業の実施地域（第21条－第22条）
- 第7章 サービス利用に当たっての留意事項（第23条－第27条）
- 第8章 その他運営に関する重要事項（第28条－第42条）
- 附則

第1章 事業の目的及び運営方針

（趣旨）

第1条 この運営規程は、社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会介護老人保険施設「まくはりの郷」（以下、「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という）、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護等」という）、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）を提供するにあたり、「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月19日千葉市条例第66号）に定める規定並びに「千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月19日千葉市条例第61号）の規定によるもののほか、運営に関する事項を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

（事業の目的）

第2条 加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となり、介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション等、指定短期入所療養介護等、及び指定訪問リハビリテーション等のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰および居宅における生活の維持を目指す。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。また、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り施設が得た利用者の個人情報については施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- (6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (7) 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

介護老人保健施設

居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況等に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、または栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理を行うものとする。

指定通所リハビリテーション等

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。この場合においてリハビリテーションとは、理学療法、作業療法その他必要な療法により、「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の

維持及び向上を図り、利用者の社会参加を促し支援するものとする。

指定短期入所療養介護等

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、看護及び医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定訪問リハビリテーション等

利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者 (施設長)	1 人	施設、職員及び業務の統括管理、指導 (医師を兼務)
医 師	1 人	利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な 医学的対応
薬剤師	1 人	薬剤管理
看護職員	8 人以上	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の 医療行為のほか利用者の施設サービス計画、通 所リハビリテーション計画に基づく看護
介護職員	25 人以上	利用者の施設サービス計画、通所リハビリテー ション計画に基づく介護
支援相談員	1 人以上	利用者及び家族からの相談対応、市町村等関係 機関との連携
作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	5 人以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション 実施計画の作成、リハビリテーションの実施、 指導

管理栄養士	1人以上	利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談
介護支援専門員	1人	施設サービス計画の策定
事務職員	1人以上	事務全般
その他職員	若干名	介護補助、調理

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設 61名 (内、認知症専門棟 0名)
(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を含む。)
- (2) 通所リハビリテーション 1単位目 20名
2単位目 20名
3単位目 20名
(介護予防通所リハビリテーションを含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(利用)

- 第7条 施設は、心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他の医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、利用者のサービス利用申し込みに際しては、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス利用状況等の把握に努めるものとする。
 - 3 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならない。
 - 4 施設は、利用申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難な時には、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。

- 5 施設は、入所に際しては、その者に、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には家庭の療養に移行する必要性があることを説明するとともに、入所者の家族等に対しては、できるだけ面会に来ることが望ましいことを説明するものとする。
- 6 施設は、利用者の心身の状況、病状、環境等により、その者が居宅において日常生活を営むことができるか定期的に協議、検討し、家庭復帰を促進していくものとする。
- 7 施設は、利用者の退所に際しては、利用者及び家族に対し適切な指導を行い、居宅介護支援事業者への情報提供、主治医に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービスの方針)

- 第8条 施設は、施設サービス計画及びリハビリテーション計画（以下「施設サービス計画等」という）に基づき、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止のため、適切な援助を行うものとする。
- 2 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者及び家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導及び説明を行うものとする。
 - 3 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他行動を制限する行為を行ってはならない。
 - 4 施設は、常にサービスの改善に努めるものとする。

(施設サービス計画等の作成)

- 第9条 施設サービス計画等は、利用者及び家族の希望を尊重し、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題並びにサービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を提示し、利用者の同意を得て作成するものとする。
- 2 施設は、施設サービス計画等の実施状況について常に把握し、定期的または必要に応じて見直し、サービスの質を維持していくものとする。

(診療の方針)

- 第10条 施設は、利用者の心身の状況を常に観察し、疾病及び負傷に対しては、療養上適切な診療を行うものとする。
- 2 施設は、施設において必要な医療を提供することが困難な時は、協力医療機関等への受診又は対診等、診療について適切な措置を講ずるものとする。

(看護及び介護)

- 第11条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常

生活の充実に資するよう、入所者等の病状および心身状況に応じ、適切に行うものとする。

- 2 入浴は、心身の状況を踏まえ、特殊浴槽を用いた入浴や介助浴等、適切な方法実施するものとする。
- 3 排泄の自立援助は、心理面等十分な配慮の下に、適切な方法で実施するものとする。
- 4 施設は、生活環境を整えとともに、離床のための日常生活援助計画を作成するなど、寝たきり防止のための措置を講じるものとする。

(食事の提供)

第 12 条 食事は、栄養並びに身体状況、病状及び嗜好を考慮し、適切な衛生管理のもとに提供するものとする。

- 2 食事の時間は、適切なものとし、おおむね以下のとおりとする。

朝 食	午前 8 時から
昼 食	午後 0 時から
夕 食	午後 6 時から

(相談及び援助)

第 13 条 施設は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(サービスの内容)

第 14 条 サービス事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

介護老人保健施設サービス

- ① 医療、看護及び介護の各サービス
- ② 入浴
- ③ 機能訓練
- ④ 食事
- ⑤ 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
- ⑥ レクリエーション及び家族との交流

指定短期入所療養介護等

医療、看護及び介護の各サービス

- ① 入浴
- ② 機能訓練
- ③ 食事
- ④ 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
- ⑤ レクリエーション及び家族との交流

⑥ 送迎

指定通所リハビリテーション等

医療、看護及び介護の各サービス

- ① 機能訓練
- ② 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
- ③ 送迎

指定訪問リハビリテーション等

- ① 機能訓練
- ② 相談援助（利用者及び家族への指導助言）

（利用料その他の費用）

第 15 条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、法令に定める額を利用者から受領するものとする。

- 2 施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は、前 2 項に掲げるもののほか、別表第 1 に掲げる費用を徴収する。
- 4 施設は、サービスの提供に当たって利用者又はその家族等に対してサービス内容及び費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名を受けるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- （5）施設は、サービス提供中に従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 17 条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体

を保護するため等緊急をやむを得ない場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（衛生管理）

第18条 施設は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い必要に応じて協力医療機関又は、保健所の助言、指導を求め、連携を図る。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣の定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便をおこなわなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション等の営業日及び営業時間）

第19条 指定通所リハビリテーション等の営業時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日、祝日、5/1 メーデー、年末年始(12/29～1/3)は除く

営業時間 1 単位目 9 時 40 分から 10 時 50 分まで（送迎時間を除く）

2 単位目 11 時 00 分から 12 時 10 分まで（送迎時間を除く）

3 単位目 14 時 00 分から 15 時 10 分まで（送迎時間を除く）

ただし、利用者が希望し、施設長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第 20 条 指定訪問リハビリテーション等の営業時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日、祝、5/1 メーデー、年末年始(12/29～1/3)は除く

営業時間 8 時 45 分から 16 時 55 分まで

第 6 章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎及び実施地域等)

第 21 条 指定短期入所療養介護等における通常の送迎の実施地域は、千葉市花見川区及び美浜区・稲毛区・習志野市の一部の区域とする。指定通所リハビリテーション等においては、千葉市花見川区及び美浜区・稲毛区の一部の区域とする。

第 22 条 指定訪問リハビリテーション等の実施地域は、千葉市花見川区及び美浜区・稲毛区・習志野市の一部の区域とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第 23 条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第 24 条 利用者は、外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出なければならない。

(衛生保持)

第 25 条 利用者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第 26 条 利用者は、施設で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論又は泥酔などで他の利用者に等に迷惑をかけること。
- (3) 施設の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 27 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出
その必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火及び避難の各訓練については、年 2 回以上実施し、内 1 回以上
は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市区町村への通知)

第 28 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付
してその旨を市区町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要
介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしている
とき。

(勤務体制の確保等)

第 29 条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤
務体制を定めるものとし、部署ごとの勤務表により、人員の配置を明らかにし、
基準を満たしていることを明確にする。夜間においては、安全確保及び入所者
のニーズに対応するため、看護及び介護職員による夜勤体制とする。

- 2 施設は、休日、夜間等においても医師と連絡できる体制を確保しなければ
ならない。

(業務継続計画の策定等)

第 30 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保
険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期
の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当
該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な
研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計
画の変更を行う。

(勤務体制の確保等)

第 31 条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行う。

3 施設は、相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、対応窓口を従業者に周知する。

4 施設は、利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 32 条 施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 33 条 施設職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（協力病院等）

第 34 条 施設の協力病院等は、次の各号に掲げるとおりとする。

協力病院	千葉健生病院
所在地	千葉市花見川区幕張町 5-392-4

協力歯科医療機関	船橋デンタルクリニック
所在地	船橋市本町 1-31-5 レオセントラルスクエア II 2 階

（書面掲示）

第 35 条 施設は、この規程の概要、協力病院等、利用者負担の額、その他のサービスの選定に資する重要事項、苦情処理の対応及びプライバシーポリシーについて紙ファイル等にまとめて備え付け、常に閲覧可能な形をとるものとする。

（秘密の保持等）

第 36 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 施設は、退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を他に漏らさぬよう、必要な措置を講じなければならない。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得なければならない。

(苦情処理)

第 37 条 施設は、施設サービスの提供にかかる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した施設サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第 38 条 施設は、その運営に当たり、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 39 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、施設は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 40 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとに会計区分とする。

(記録及び整理)

第 41 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 42 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 この規程に定める事項のほか、運営規程に関する重要事項は医療法人社団千葉県勤労者医療協会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 12 年 9 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 13 年 1 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 13 年 8 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 17 年 9 月 22 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 25 年 6 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 26 年 1 月 22 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規程は、令和 2 年 1 月 28 日に一部改正する。
 附則 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規定は、令和 5 年 2 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規定は、令和 7 年 4 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規定は、令和 7 年 5 月 1 日に一部改正する。
 附則 この規定は、令和 7 年 7 月 1 日に一部改正する。

〔別表 1〕 サービス利用料およびその他の費用 (単位：円)

サービス種別	介護保険施設サービス	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
食事代（一日当たり）	第 1 段階 300 第 2 段階 390 第 3 段階① 650 ②1,360 それ以外 1,713	第 1 段階 300 第 2 段階 600 第 3 段階①1,000 ②1,300 それ以外 1,713	612
通所リハ時間外			なし
第 11 条に定める地域 以遠への送迎費用		なし	なし
教養娯楽費	200	200	100

居住費（滞在費） 多床室	第 1 段階 0 第 2 段階 430 第 3 段階 430 それ以外 437	第 1 段階 0 第 2 段階 430 第 3 段階 430 それ以外 437	
居住費（滞在費） 従来型個室	第 1 段階 550 第 2 段階 550 第 3 段階 1,370 それ以外 1,728	第 1 段階 550 第 2 段階 550 第 3 段階 1,370 それ以外 1,728	
理美容代	2,000	2,000	
洗濯代（希望者）	業者洗濯（実費）	業者洗濯（実費）	
健康管理費（予防接種代）	実費		
文書料（診断書等）	実費		

*健康管理費のうち予防接種は実費とする。

*教養娯楽費は、各種教室やレクリエーション、行事等で使用する食材、作業用に使用する折り紙、風船や紙等、遊具、音響用の CD ソフト等。

*その他利用者の希望に応じてサービスを提供する場合は、その同意のもとに、料金を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

*通所リハビリテーションの当日のキャンセル料は 612 円とする。ただし、前日 16 時 15 分までに連絡があった場合は無料とする。

附則 この規程は、令和 5 年 2 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日に一部改正する。